

新型インフルエンザ等対応 業務継続計画

平成 2 8 年 6 月 1 日

改訂 令和 6 年 4 月 1 日

改訂 令和 6 年 7 月 2 4 日

改訂 令和 7 年 1 月 2 9 日

最高裁判所

目 次

第 1	基本的な考え方	
1	目的	1
2	本計画の適用範囲	1
3	他の業務継続計画との関係	1
4	実施体制	2
(1)	平常時の体制	2
(2)	発生時の体制	2
(3)	対策本部等の廃止	2
第 2	業務継続計画の前提となる被害状況等の想定	2
第 3	発生時の業務体制等	
1	業務継続の基本方針	3
2	業務の分類	3
(1)	発生時継続業務	3
(2)	発生時継続業務以外の業務（縮小又は中断業務）	4
3	新型インフルエンザ等発生時の執務体制の確保	4
(1)	指揮・命令系統の確保	4
(2)	人員計画等の作成	4
(3)	特定接種体制の構築	4
4	業務継続計画の発動・運用	4
(1)	初動期	5
(2)	対応期（封じ込めを念頭に対応する時期）	5
(3)	対応期（病原体の性状等に応じて対応する時期）	5
(4)	対応期（ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期又は特措法によらない 基本的な感染症対策に移行する時期）	5
第 4	業務継続のための執務環境の確保	
1	物資・サービスの確保	8
2	事業者への要請	8
3	食堂・売店等の営業	8
第 5	感染対策の実施	8
第 6	業務継続計画の維持・管理等	
1	関係機関との調整	8

2	教育・訓練	8
3	改善	8

第1 基本的な考え方

1 目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的に影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第1号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）の発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることが必要であり、国家の危機管理として対応する必要がある。

裁判所は、新型インフルエンザ等発生時においても、国民の権利の実現、各種の紛争解決、刑罰法令の適正な実現その他の裁判所の機能を最低限維持することが求められる。

本計画は、特措法第6条に基づき策定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）や内閣官房内閣感染症危機管理統括庁において作成された「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（令和6年9月27日）」（以下「政府のガイドライン」という。）を踏まえ、新型インフルエンザ等発生時に想定される被害状況等に応じて、裁判所が求められる機能を維持し必要な業務を継続できるよう、適切な対策を講ずることを目的として策定するものである。

2 本計画の適用範囲

本計画は、すべての裁判所を対象としている。各裁判所（司法研修所及び裁判所職員総合研修所を含む。以下同じ。）においては、本計画を踏まえた上で、各裁判所の実情や地域の事情を反映した業務継続計画を適宜策定するものとする。

なお、各裁判所において業務継続計画を策定する際には、関係機関と十分な調整を行うものとする。

3 他の業務継続計画との関係

最高裁判所においては、首都直下地震を想定した「最高裁判所首都直下地震等対応業務継続計画」を策定しているところである。同計画と本計画とでは、非常時における制約のある状況において、継続すべき優先業務を特定し、裁判所の機能を維持するという目的やその実現のための方法などの点で共通する要素もあるが、首都直下地震と新型

インフルエンザ等では、被害の地理的な範囲、被害が継続する期間、被害への対応など異なる要素が多いことから、本計画は、首都直下地震を想定した業務継続計画とは別個の業務継続計画として策定するものである。

4 実施体制

(1) 平常時の体制

新型インフルエンザ等の発生に備え、事務局等において、関係機関とも連携を図り、情報収集に努める。また、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

(2) 発生時の体制

ア 最高裁判所においては、政府が新型インフルエンザ等対策本部（特措法第15条第1項。以下「政府対策本部」という。）を設置した場合には、裁判所としての対策を推進するため、対策本部（別紙1参照）が、何らの決定等を要することなく設置される。本部長は、対策本部を開催して速やかに本計画を発動する。

上記の場合のほか、裁判所として本計画に基づく対策を推進する必要がある場合には、最高裁判所長官は、対策本部（別紙1参照）を設置する。対策本部が設置されたときは、本部長は、対策本部を開催して速やかに本計画を発動する。

イ その他の各裁判所においても、上記アの各場合には、その対策等を推進するとともに、業務継続の組織体制の構築と指揮命令系統を明確化するための意思決定機関として、対策本部等を設置して、業務継続計画を発動する。

(3) 対策本部等の廃止

最高裁判所においては、本部長は、感染状況や政府の方針等を踏まえ、必要がなくなつたと認めるときは、決定により、対策本部を廃止する。その他の各裁判所においても、地域の感染状況等を踏まえ、必要がなくなつたと認めるときは、対策本部等を廃止する。

第2 業務継続計画の前提となる被害状況等の想定

新型インフルエンザ等の流行が国民の生命及び健康や社会経済活動等に与える影響は、病原体の病原性や感染性等に左右されるものであり、現時点で正確に予測することは難しい。このため、政府行動計画においても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオを想定しているものであるが、政府のガイドラインにおいては、社会経済への影響の規模の目安として、例えば、職員の最大40%程度の欠勤を想定することなどが考えられるとされている。

本計画は、上記のような被害状況等の想定を前提として策定するものであるが、新型インフルエンザ等の流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に左右されるものであり、現時点で予測することは難しいことから、実際

には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する必要がある。

第3 発生時の業務体制等

1 業務継続の基本方針

裁判所は、新型インフルエンザ等発生時において、利用者や職員の生命及び健康を保護しつつ、最低限の機能を維持するため、新型インフルエンザ等発生時にも継続が必要な業務を絞り込み、人的資源を集中させるとともに、感染拡大につながるおそれのある業務は極力中断する。

具体的には、裁判所は、新型インフルエンザ等発生時において、利用者や職員の生命及び健康を保護するために、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加する業務（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、裁判所の最低限の機能を維持するために必要な業務（以下「一般継続業務」といい、強化・拡充業務と併せて「発生時継続業務」という。）を継続することとし、その他の業務（以下「発生時継続業務以外の業務」という。）は縮小又は中断する。そこで、裁判所の業務を、「発生時継続業務」（強化・拡充業務及び一般継続業務）と「発生時継続業務以外の業務」に分類し、「発生時継続業務以外の業務」には優先順位を付ける。

その上で、新型インフルエンザ等発生時において、発生時継続業務を適切に実施、継続できるよう、必要な人員、物資等を確保する。特に人員については、国内における新型インフルエンザ等の発生以降、発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合には、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に従事する職員の代替要員として確保する。

2 業務の分類

(1) 発生時継続業務

ア 強化・拡充業務

新型インフルエンザ等の対策に関する業務であり、新型インフルエンザ等の発生により新たに業務が発生し、又は業務量が増加するものである。

具体的には、利用者や職員の生命及び健康を保護するとともに、指揮・命令系統を維持して裁判所の最低限の機能を維持するために必要な以下の業務がこれに該当する。

- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析、その連絡調整等の業務
- ・ 感染防止対策業務（庁舎管理等）
- ・ 人員体制、発生時継続業務等に関する指揮・命令等の業務
- ・ 国民に対する業務の状況の周知、利用者等からの問い合わせへの対応等

イ 一般継続業務

政府のガイドラインにおいては、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小又は中断することにより、国民生活、社会経済活動や国家の

基本的機能に重大な影響を与えることから、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものとされている。

裁判所においては、裁判所の最低限の機能を維持するために、緊急性が特に高い業務（別紙２参照）を一般継続業務とする。

なお、各裁判所においては、管内の支部や簡易裁判所の人員体制等を考慮し、令状事務等について、関係機関と調整の上、対応が可能な本庁又は支部に集約することも検討する。

(2) 発生時継続業務以外の業務（縮小又は中断業務）

政府のガイドラインにおいては、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務であり、業務の実施が遅れることにより国民生活や社会経済活動に一定の影響はあるが、業務資源の配分の優先順位の観点から一定期間の縮小又は中断がやむを得ないものとされている。

裁判所においては、発生時継続業務以外の業務についても、緊急性や国民の権利利益に与える影響の大きさに応じて、優先順位を第１順位から第３順位まで付け（別紙２参照）、優先順位の低いものから縮小又は中断する。

3 新型インフルエンザ等発生時の執務体制の確保

(1) 指揮・命令系統の確保

新型インフルエンザ等発生時に、業務上の意思決定機能を維持するため、各局部課等において以下の事項を検討する。

- ・ 権限者の感染に備えて、代行者等を指名する。
- ・ 権限者と代行者等が同時に感染しないよう、同時同場所の勤務を避ける。等

(2) 人員計画等の作成

各裁判所において、発生時継続業務を適切に実施、継続するために必要な人員を確保するための人員計画を策定する。

当該計画は、発生時継続業務を適切に実施、継続するために必要な人員を算出した上で、学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小などにより、出勤が困難となる可能性のある職員等が生じることや通勤時や勤務時の感染機会を低減するための方策として、フレックスタイム制や早出遅出勤務を活用すること、状況に応じて自宅における勤務を行うことも考慮して策定する。

(3) 特定接種体制の構築

各裁判所においては、特定接種の実施が必要となった場合に、速やかにこれを実施することができるように、特定接種体制を構築する。

4 業務継続計画の発動・運用

各裁判所は、政府が政府対策本部を設置した場合には、速やかに業務継続計画を発動する。業務継続計画に基づく業務体制等の実施は、政府行動計画及び政府のガイドラインにおいて示された新型インフルエンザ等発生後の各時期（初動期及び対応期）におけ

る業務量の考え方に基づいて、事態の進展を踏まえて、計画的に発生時継続業務以外の業務量を減少させることが重要である。しかし、発生した新型インフルエンザ等の病原性、感染性等が不明である可能性が高いため、発生時継続業務以外の業務については、状況を見ながら必要に応じて縮小又は中断する。また、各裁判所の体制等の実情や地域の事情も異なることから、業務継続計画の運用については、各裁判所の実情等を踏まえて柔軟に行うことが必要である。

(1) 初動期

国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階では、今後、政府対策本部等が立ち上がり、新型インフルエンザ等対策が実施されることを念頭に、各裁判所において、一時的な業務量の増加に柔軟に対応しつつ、新型インフルエンザ等に関する情報収集に努め、業務継続計画に修正等を加える必要性の有無について検討し、縮小又は中断する業務や縮小内容等の方針について関係機関に周知するなどして、発生時継続業務以外の業務量を迅速かつ計画的に減少することができるよう体制を整える。

(2) 対応期（封じ込めを念頭に対応する時期）

国内での新型インフルエンザ等の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期では、政府対策本部の設置及び基本的対処方針の策定後において、政府は、感染症を封じ込めることを念頭に、確保している医療提供体制で対応可能な範囲に感染を抑制するため、強力なまん延防止対策を行うことが想定される。各裁判所は、感染対策を拡充するとともに、発生時継続業務の実施及び継続のために、各裁判所の実情等に応じて、発生時継続業務以外の業務のうち、優先順位の低い業務を縮小又は中断し、業務量を段階的に減らすことを検討し、特定の部署で欠勤者が多数となった場合には応援体制をとることも検討する。

(3) 対応期（病原体の性状等に応じて対応する時期）

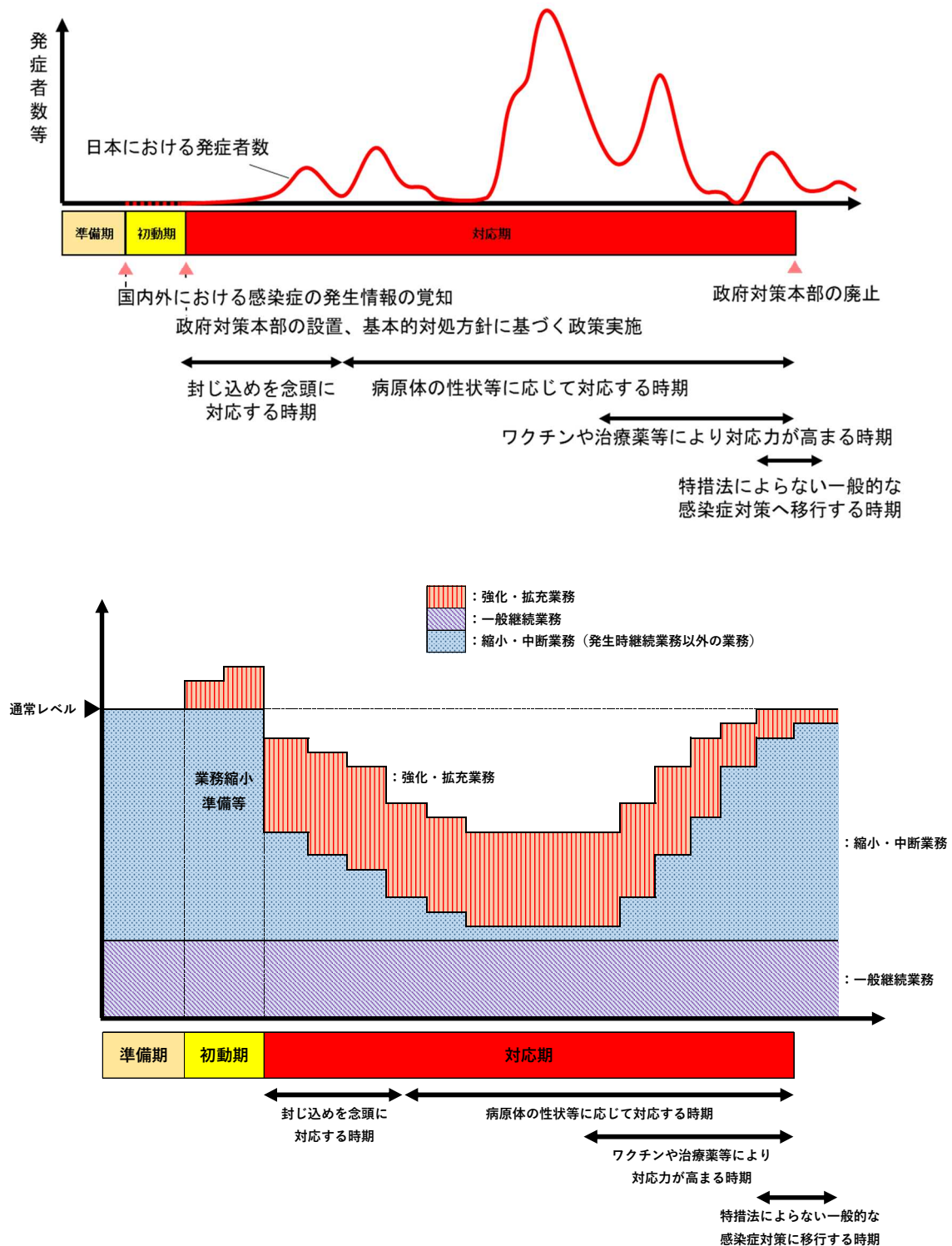
国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期では、ワクチンや治療薬の開発・普及が十分でない段階においては、基本的に新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状、医療提供体制等を勘案しつつリスク評価を行い、これに合わせて、とるべき対策を柔軟に変化させていくことが求められる。感染拡大に合わせてまん延防止対策がより強化されるとともに、欠勤率が上昇すること等によって発生時継続業務の実施及び継続がより難しくなることが想定されるため、各裁判所は、感染拡大の傾向を勘案しながら計画的、段階的に発生時継続業務以外の業務を縮小又は中断し業務量を減らしつつ、発生時継続業務を実施及び継続する。

(4) 対応期（ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期又は特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期）

ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期においては、水際対策やまん延防止対策等の国民生活及び社会経済活動に大きく影響を与える措置について、リスク

評価に応じて縮小等の検討がなされるとともに、関係機関における実施体制についても、縮小の検討がなされる。各裁判所においては、適切なタイミングで発生時継続業務以外の業務量を徐々に回復させつつ、必要な感染防止対策を継続し、通常体制への段階的な移行を検討する。通常業務体制への移行については、地域における感染状況等を踏まえ、各裁判所が柔軟に判断する。

○ 新型インフルエンザ等発生時の業務量の変化（イメージ）



※ ここで示している図は1つのイメージであり、実際の感染症危機においては様々なパターンが想定されることに留意すること。

第4 業務継続のための執務環境の確保

1 物資・サービスの確保

庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等、新型インフルエンザ等発生時においても発生時継続業務を適切に実施、継続するために必要な物資・サービスをリストアップするとともに、物資については必要に応じて備蓄する。

2 事業者への要請

上記1の物資・サービスを提供する事業者（委託業者）に対し、業務継続のための協力を要請する。当該事業者による物資・サービスの提供が困難である場合には、代替策を検討する。

3 食堂・売店等の営業

各裁判所の庁舎内で営業する食堂や売店等については、当該地域における新型インフルエンザ等の感染状況、食堂等の利用状況、周辺の施設の状況等を考慮した上で、営業を継続するか否かを検討する。

第5 感染対策の実施

発生時継続業務を適切に実施、継続するため、新型インフルエンザ等に関する基本的な知識等を職員及びその家族に周知するとともに、政府のガイドライン（別紙3参照）等を参照の上、感染対策を実施する。

第6 業務継続計画の維持・管理等

1 関係機関との調整

業務継続計画の実行に際しては関係機関との連携が不可欠であるから、関係機関との調整を十分に行う。

2 教育・訓練

業務継続計画の実効性を高めるため、職員に対し、平常時から同計画の周知に努め、業務継続等の重要性を認識させる。特に強化・拡充業務に従事する職員に対しては、研修、訓練等を通じて必要な知識等を習得させる。

3 改善

新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合や、教育等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、業務継続計画の見直しを行う。

(別紙1)

最高裁判所新型インフルエンザ等対策本部 構成員

本部長	長官
副本部長	事務総長
	首席調査官
本部員	(事務総局本部員)
	事務次長
	総務局長
	人事局長
	経理局長
	民事局長 (兼行政局長)
	刑事局長
	家庭局長
	秘書課長 (兼広報課長)
	デジタル審議官
	審議官
	事務総局参事官
	(裁判部本部員)
	上席調査官 (民事、行政、刑事)
	大法廷首席書記官
	訟廷首席書記官
オブザーバー	司法研修所事務局長
	裁判所職員総合研修所事務局長
	最高裁判所図書館長

(別紙2)

業 務 の 分 類

	民事	刑事	家事	少年	司法行政	
発生 一時 一般継続 業務の うち	・文書の受付に関する事務					
	・保全に関する事務(特に緊急性の高いもの) ・DV事件に関する事務 ・人身保護に関する事務	・令状(身柄に関する裁判を含む。)に関する事務 ・医療観察事件(鑑定入院命令・決定がされている事件)に関する事務	・令状に関する事務 ・保全に関する事務(特に緊急性の高いもの)	・観護措置(令状に関する事務を含む。)に関する事務 ・少年審判(観護措置がとられている事件)に関する事務	・裁判部の一般継続業務を継続するために必要な事務(外部機関対応、会計事務、広報事務、管理事務等)	
	・上記業務を継続するために必要な範囲内での訟廷事務					
発生時 継続業務 以外の 業務	第1 順位	・保全に関する事務(上記以外のもの) ・執行に関する事務(特に緊急性のあるもの) ・倒産に関する事務(特に緊急性のあるもの)	・刑事公判(勾留がされている事件)に関する事務 ・略式手続に関する事務	・保全に関する事務(上記以外のもの)	・第1順位の裁判部の業務を継続するために必要な事務 ・給与事務	
	・上記業務を継続するために必要な範囲内での訟廷事務					
	第2 順位	・民事訴訟に関する事務 ・督促手続に関する事務 ・民事調停に関する事務 ・執行に関する事務(上記以外のもの) ・倒産に関する事務(上記以外のもの) ・その他の民事事件に関する事務	・刑事公判(勾留がされていない事件)に関する事務 ・医療観察事件(鑑定入院命令・決定がされていない事件)に関する事務 ・その他の刑事事件に関する事務	・家事審判に関する事務 ・家事調停に関する事務 ・人事訴訟に関する事務 ・その他の家事事件に関する事務	・少年審判(観護措置がとられていない事件)に関する事務 ・その他の少年事件に関する事務	・第2順位の裁判部の業務を継続するために必要な事務 ・検察審査会に関する事務
	第3 順位					上記いずれにも該当しない総務・人事・会計・資料等の事務

※「令状」には「一時保護状」を含む。

(別紙3)

新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（令和6年9月27日）【抜粋】

6. 感染対策の検討・実施

- 各府省等は、新型インフルエンザ等発生時に庁舎内における感染拡大を防止するために、必要十分な感染対策を講じる必要がある。そのため、平時から開始するものを含め、実施する感染対策を定める。

(1) 平時における感染対策の検討

- ① 職場における感染リスクについて、業務内容も踏まえ、職場ごとに評価し、感染リスクを低減する方法を検討する。
 - a 発熱や咳などの症状のある職員の出勤を控えるよう促すなど、発症者の入室を防ぐ方法を検討する。
 - b 多数の者と接触する機会のある各府省等においては、特に感染対策を充実させる必要がある。訪問者等に対しても、その理解を得つつ、感染対策の実施を要請することを検討する。
- ② 感染対策の実効性を高めるため、職場で感染した可能性がある者がいる場合を想定し、以下のような対応措置を立案する。
 - a 職場で感染の疑いのある者が発見された場合を想定し、対処する作業班を決める。
 - b 個人防護具や消毒薬等を備蓄する。

(2) 発生時における感染対策

- 以下に示すものは一般的な感染症対策として行われている事例であるが、感染症対策は感染症の特性によって異なり、さらに有事に刻々とその対策が変化していく面を有していることから、ホームページ等¹を通じて情報を入手し、最新の知見に基づき対応をしていくことが重要である。

ア) 一般的な留意事項

- 職員に対し、以下の点について注意喚起を行う。
 - ① 発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば出勤を控えるよう勧奨すること。
 - ② 換気、マスク着用等の咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策等を行うこと。
 - ③ 出張等で外出する場合は、流行地域への移動を避ける、公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、可能な限り人混みを避けて行動すること。

¹ 参考1：厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

参考2：内閣感染症危機管理統括庁、「事業者の皆さまへ」(<https://www.caicm.go.jp/business/index.html>)

イ) 職場における感染対策の実行（職場の清掃・消毒・換気）

① 職場における接触感染の防止のため、必要に応じ、次の方法等により、職場の清掃・消毒を行う²。

a 通常の清掃に加えて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃を行う。

b 職員の感染が判明し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該職員の机の周辺や触れた場所などについて、消毒剤による拭き取り清掃を行う。

② 新型インフルエンザ等の特性によっては、飛沫感染及び接触感染に加え、エアロゾル感染に対応する必要がある場合が考えられる。エアロゾル感染への対策として、建物の構造や室内温度、外気温に応じ可能な範囲で換気を行うことが望ましい（必要な換気量が確保されているかを確認する方法としては、二酸化炭素濃度測定器（CO₂センサー）の活用等がある。）。効果的な換気のため、必要に応じ次の方法に留意して行う。

a 定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等が重要であることから、機械換気が設置されていない場合には窓開け換気を行う。窓開け換気を行う際には、2方向の窓を開けると換気効果が大きい。換気方法については、夏の暑さ等外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択する。

b 感染を防ぐためには空気の流れにも配慮が必要である。十分な外気の取り入れ・排気と併せ、空気の流れにより局所的に生じる空気のだよみを解消する。エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが可能である。

c 目を覆う程度の高さより高いパーティションや天井からのカーテンなどは、空気の流れを阻害しないよう、空気の流れに対して平行に配置するように注意する。

※上記①および②の感染対策について、特に発生初期のような病原体の性状が判明していない間は、いずれの対策も行うことが望ましい。

ウ) 職員の健康状態の確認等

○ 各府省等は、欠勤した職員本人や同居者等の健康状態の確認（発熱の有無や発症者との接触可能性の確認）や欠勤理由の把握及び本人や同居者等が感染した疑いがある場合には連絡するよう指導する。

エ) 庁舎内で職員が発症した場合の対処

² 感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれるウイルスは、その場所である程度感染力を保ち続けると考えられるが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができる。

- ① 病原性等の状況に応じ、発症の疑いのある者を会議室等の別室に移動させ、他者との接触を防ぐ。発症者が自力で別室に向かうことができない場合は、個人防護具を装着した作業班が発症者にマスクを着けさせた上で援助する。
- ② 通常、職員本人あるいはその家族からの連絡が想定されるが、職員本人から直接連絡が困難な健康状態や、家族にすぐ連絡が取れない場合などは、各府省等は、都道府県等が設置する相談センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける。地域の感染拡大の状況により、入院の勧告から自宅療養、宿泊療養まで治療方針は変化する可能性があるため、発症者を確認するたびに指示を受けることが望ましい。

なお、新型インフルエンザ等の流行初期には、全ての新型インフルエンザ等患者（疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由がある者を含む）は入院措置の対象となり、感染症指定医療機関等で治療を受ける。ただし、流行初期以降の感染が拡大している時期には、患者の症状の程度から、入院の必要性の有無を判断する場合もある。患者に入院治療の必要性が認められない場合は、自宅療養や宿泊療養を行うことが考えられる。

（職員の同居者等が発症した場合の対応）

- ③ 職員本人だけでなく、同居者等の発症や職員の感染者との接触についても把握することが望ましい。
- ④ 同居者等が発症した場合、職員自身が濃厚接触者と判断され、都道府県等から外出自粛等を要請される可能性がある。各府省等は、国が提供する外出自粛等の期間の基準等の情報を適宜入手する。
- ⑤ また、特に保護者・介護者である職員については、こどもや被介護者が感染した場合、その看病等の対応により、休暇の取得やテレワークの実施が必要になる可能性があることに配慮する。

（３）海外勤務する職員等への対応

○ 新型インフルエンザ等が発生した場合、各府省等は、海外勤務、海外出張する職員等及びその家族への感染を予防するため、必要に応じて、以下の措置等を講ずる。

- ① 発生国・地域に駐在する職員等及びその家族に対しては、外務省から発出される感染症危険情報や現地の在外公館の情報等を踏まえ、現地における安全な滞在方法や退避の可能性について検討する。
- ② 発生国・地域への出張については、不要不急の場合、中止を検討する。また、感染が世界的に拡大するにつれ、定期航空便等の運航停止により帰国が困難となる可能性があること、感染しても現地で十分な医療を受けられなくなる可能性があること、帰国した際に感染しているおそれがある場合には、医療機関や宿泊施設等に長期間停留される可能性があること等に鑑み、発生国・地域以外への海外出張も中止・延期

することも含めて検討する。

- ③ 海外からの出張者受け入れについては、水際対策により入国制限等の措置が講じられ、出張者の入国（海外へ一時帰国後の再入国を含む）に影響を与えることが想定されることから、国から発信される最新の情報、要請等を参考にして具体的な対応方針等を検討することが望ましい。

（参考）特定接種

- 特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。
- 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務や、新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務等に従事する公務員については、特定接種の対象となり得る。
- ワクチンについては、副反応のおそれがあること、接種を行っても完全には感染を防ぐことができないため接種後にも感染対策を講じなければならないこと、また、発生状況に応じて、特定接種が行われない場合があることについて、本人に説明して同意を得ておく。